

四十八所神社と下津浦

はじめに

下津浦という町名の由来ともなった「下津浦」という地名の初見⁽¹⁾は永仁六年（1298）であり、鎌倉時代まで遡る古い地名である。その語源については、「紀伊続風土記 卷之二十五」⁽²⁾の「浜仲 庄 上村」の項に、「莊中、上村・中村・下津浦と分ち呼しに、中村亡絶して田地の字となれり」とある。「莊中」の「莊」は浜仲庄を指すが、これらはすべて浜中庄のなかでも南方にある地名である。

「仁和寺文書」の貞和二年（1346）十月廿七日足利直義下知状案⁽³⁾によると、「当庄内の南方においては寺家進止せしめ、北方に至りては地頭管領すべきの由、文永元年六月八日の関東成敗状に炳焉なり」とあり、文永元年（1264）に下地中分が行われたことが確認できる。つまり「下津浦」という地名は、浜仲庄が下地中分をした文永元年以降、そして史料上の初見である永仁六年までのあいだに成立したと思われる。

さて、下津浦の鎮守は四十八所神社⁽⁴⁾である。下津浦のなかでもっとも古い集落である西ノ浦の湾の中心に鎮座している。現在は埋め立てによって境内地から海岸まで80メートルくらい離れているが、元は鳥居の前まで海岸が来ていたという。

神主は宇野辺氏が務められているが、先々代の宇野辺弘氏が神主だった際に、漁業制度史料調査保存事業⁽⁵⁾として古文書の調査が行われている。このとき採訪された古文書の一部は筆写され、中央水産研究所と日本常民文化研究所に筆写稿本⁽⁶⁾「宇野辺弘家文書」⁽⁷⁾として保存されている。今回の現地調査では原本を確認しなかったが、残念ながらその機会を得られなかった。

同史料群にある享保十一年（1726）六月の文書では、下津浦の住民たちは神主に船役を納めていたことが確認される。おそらく中世から続く同社の得分だったと推測され、同社が下津浦の領主として、その住民たちを船単位で把握していたと思われる。このように下津浦は、もともと四十八所神社を中心として発展した浦であったと考えられる。そこで本稿では同社を通して前近代の下津浦の様相を考察していきたい。

浜仲庄の支配構造

四十八所神社の創建は鎌倉時代まで遡り、下津浦という地名の形成もその頃まで遡る。そこでこの項では、当該期に下津浦もその一部を構成していた紀伊国海部郡浜仲庄⁽⁸⁾について、その基本的情報を確認しておきたい。

「高野山文書」の康暦元年（1379）の谷上院衆徒言上書案⁽⁹⁾によると、高野山金剛心院は、平安時代院政期に摂政や関白を歴任した藤原忠実によって、仁和寺二品親王管領の霊場として

創建されたという。そして浜仲庄の土貢^{どこう}をもって、金剛心院の問答講以下、大小の仏事、堂塔の仏性灯油、毎日の行法料足に充てたとある。そのため浜仲庄は金剛心院領と呼ばれている。ちなみに文書名にある谷上院とは、金剛心院のことを指している。この史料により、もとは撰関家が浜仲庄に対して何らかの権利を持っており、その後、金剛心院に寄進されたことが判る。

寄進したとは言っても、撰関家は浜仲庄に対するすべての権利を放棄したわけではない。「仁和寺文書」の寿永二年（1183）閏十月廿二日近衛基通御教書案⁽¹⁰⁾によると、木曾義仲が金剛心院と紀伊国浜仲庄を申し請うてきたために、子細を知らずに一度下文を発給したものの、その結果として仏事がおろそかになった上に、義仲はすでに去り申しているため、元のごとく知行するように仁和寺に伝えており、何らかの権利を有していたことが確認される。ただし撰関家の権利は鎌倉時代中期には失われていたようであり、「近衛家文書」建長五年（1253）十月廿一日近衛家所領目録⁽¹¹⁾によれば、「高野山領紀伊国浜仲庄、進止に及ばざるのあいだ、これに入れず」とある。

また「仁和寺文書」の応永廿二年（1415）十一月日の真光院雑掌申状案⁽¹²⁾によると、「紀伊国浜仲庄領家職事」と題し、浜仲庄は「金剛心院領として寺用を専らにし」、「門跡譜代相続の知行、更に他の妨げなき地」であったが、大内左京大夫（義弘）が紀伊国守護のとき（1392—1399）、「有名無実」化してしまったという。そのため「本所、元のごとく知行あるべし」と主張していることから、本所が仁和寺門跡（御室）であることが確認される。先述の谷上院衆徒言上書案で、金剛心院を「仁和寺二品親王管領の霊場」としていることとも対応している。また同申状では「領家職においては本所の知行を全うし、いよいよ御祈禱の精誠を致し奉らんがため」に言上したと締めくくっている。領家職は本所である仁和寺門跡が知行していたということになるだろう。

それではこの申状を書いた真光院は、浜仲庄に対してどのような位置づけだったのだろうか。正安四年（1302）二月十四日に書かれた金剛心院文書目録（又統宝簡集二十二）⁽¹³⁾によれば、金剛心院執行職を院内に付けてほしいという申状が出されたのち、御所奉行の大院宮内卿僧都禅隆の書状と、真光院施行奉行である春性房が奉者となって下された袖判の奉書、同じく春性房が奉者となって書かれた浜仲庄預所御下知状が出されている。このことから金剛心院執行職の補任には、袖判の主と思われる仁和寺門跡の内許を経て、預所より下知状が下されることで補任されることが判る。そして真光院施行奉行が奉者となって預所の下知状が下されるため、真後院が預所だったと見られる。

しかし、応永十二年（1405）六月日の浜仲庄預所職置文（又統宝簡集二十二）⁽¹⁴⁾によれば、預所職は金剛心院にあったと主張されており、これらをどのように整合的に解釈していくかは今後の課題となるだろう⁽¹⁵⁾。またこの置文で注目されるのは、預所の名字を定めていないという主張で、この主張が正しいなら、預所は職として土地の知行と結び付けられていなかったということになる。

一方、地頭職については、文永七年（1270）二月九日には、湯浅宗業^{むねなり}が浜仲庄北方の内、大崎・丸田にある田五反を星尾寺⁽¹⁶⁾に寄進⁽¹⁷⁾しており、湯浅氏が当庄の地頭職だったと思われる。しかし「紀伊崎山文書」正応二年（1289）十二月日湯浅宗重跡在京結番注文⁽¹⁸⁾では、浜仲庄のところに「他門」との注記があり、この頃には湯浅一門とは異なる「他門」が知行する地となっていた。「御前家文書」の貞治元年（1362）十一月二十五日貴志道智（朝綱）讓状⁽¹⁹⁾には、譲与する所領として、浜仲庄北方にある塩津浦地頭職・黒田村地頭職・大崎地頭職などが含まれていることから、「他門」とは貴志氏ではないかと推測される。

中世の四十八所神社

「高野山文書、又続宝簡集二十二、金剛心院文書二」の永仁六年（1298）十一月十九日浜中南庄惣田数注進状写⁽²⁰⁾には、庄内における給免田が列記されているが、そこには一反半の「四十八所免」と二反の「下津浦堂免」が見られる。『下津町史 通史編』（下津町、1976年、以下『町史』）によれば、四十八所は四十八所神社のことであり、下津浦堂は明治初年に廃寺となった西光寺を指すという。

「紀伊続風土記」の「下津浦」の項には、西光寺は真言宗古義勸修寺末とあり、「氏神の南にあり。古は別当寺なりしに今は社の事には預からず」とある。ここでの氏神は四十八所神社を指しているが、西光寺は同社の南側に隣接していた。おそらく中世より一体化していたものと思われる。しかし同書が編まれた近世後期には別当寺としての機能はなくなっていたということである⁽²¹⁾。

廃寺となったのは神仏分離令によるものとされており、おそらく隣接する四十八所神社と一体化していたことが問題となったのではあるまいか。廃寺となった際に本尊の阿弥陀如来像は、同じ下津浦の阿弥^{あみ}陀^{だい}寺に移管されている。この像の製作年代は『町史』によれば平安時代末期から鎌倉時代初期のものを見立てられている。とするならば、下津浦堂の創建もそこまで遡りうるかもしれない。

「宇野辺弘家文書」にみえる同社の縁起によると、建久元年（1190）正月元日の夜、熊野権現が白髪翁の姿で源頼朝の枕元に立ち、紀伊国海部郡の海上に一神が流れてくるので、それを引き上げて同地の氏神とすれば天下は太平となるだろうというお告げを賜った。そこで翌日の朝に北条時政と庄司右近太夫の舎弟左衛門次郎祐重の一人主馬尉時重・杉田太郎成経に仰せ付けられ、このあたりを調べさせたところ、権現のお告げ通り下津浦へ一神が流れ着いていることが判った。このことを頼朝に伝えると、さっそく時重・成経を御前に呼び出して、その浦へ新たに社を建てて氏神とし、天下太平の祈念をするようにと申し付け、十五人の者を添えて浦に向かわせたという。そして合わせて十七人の屋敷を当浦に作り、時重・成経二人の末類が当社において天下太平の祈念し続けてきたとある。

この縁起は天正六年（1578）九月七日に庄司孫六太夫と杉田六郎左衛門の両名が明智光秀に差し出した文書の^{ひか}扣えという形式を取っている。しかし、まず天正六年に明智光秀が紀州の神社の由緒を差し出させるという状況がありえない。また差出人である庄司孫六太夫と杉田六郎左衛門のふたりの花押の形式は、近世以降によく見られるものである。そのため文書そのものは偽文書であり、実際にいつ頃書かれたのかは不明である。

この縁起によれば、もともと同社の神主は宇野辺家ではなかったということになる。「宇野辺弘家文書」を見ても、宇野辺の名字が見られるのは近世後期以降であり、近世以降になって当社の神主として入ってきたのではないだろうか⁽²²⁾。つまりこの縁起は宇野辺家が入ってくる前に作成されたと考えられることから、近世前期から中期頃に書かれたと推測される。その時期に庄司・杉田という二つの家が神官をしていたというのは事実なのだろう。ただし、この両家が鎌倉時代まで遡るものかどうかは不明である。もし中世まで遡るとすれば、四十八所神社と下津浦堂が一体化していたことを考え合わせると、どちらかは下津浦堂（西光寺）の堂主だったのかもしれない。

さて、「宇野辺弘家文書」には四通の熊野新宮油神人職の補任状がある。その年記は古いものから建久五年（1194）月日、建永二年（1207）四月十四日、建長二年（1250）三月日、元亨二年（1322）二月日と、すべて鎌倉時代のものである。しかし文書形式や文体から、これらも近世に書かれた偽文書であることは間違いない。偽文書とは言っても宛所は宇野辺氏のものはないため、宇野辺氏の由緒を捏造しようとして書かれたものではないだろう。またこれを書いたと思われる近世において、同社の社人が油神人のように油を特権的に販売し、その正当性を主張するために書かれたとも思えない。とすれば、同社の神主が熊野神人であるという何らかの言い伝えがあったということが予想されるのである。

同社の縁起でも熊野権現のお告げによって建てられたとしていることから、熊野大社と関係があったことは間違いないのではないだろうか。現神主の宇野辺潤氏によれば、四十八所という社名は熊野大社系統の神社が四十八所あり、同社がそのひとつだったために四十八所と呼ばれたという言い伝えがあるという⁽²³⁾。

ここまで「宇野辺弘家文書」を中心に、浜仲庄給免田のひとつである四十八所神社の由緒と、中世の神主家について見てきたが、下津浦の住民たちと四十八所神社との関係はどうなっていたのだろうか。次の項で見ていきたいと思う。

四十八所神社と座中

「はじめに」でも述べたように、「宇野辺弘家文書」には、近世中期に下津浦の住民たちが四十八所神社の神主に船役を納めていたことを示す文書がある。その内容は別当寺である西光寺が再建されたが、これまでの神主支配の船役は西光寺に移行するのではなく、神主支配のままであるという墨付を神主宛てに与えたものである。このとき差出人として西光寺住持のほか、下津浦の庄屋・肝煎などが署名している。下津浦の住民は船を使って生業を営むことが前提となっており、また同社に船役を納めなければ生業を営むことができなかったということだろう。同社は下津浦の一種の領主であったと言える。

さて、『下津町史 史料編』には、四十八所神社に残る棟札が紹介されている。古いもので安永七年（1778）のものから、新しいもので明治四十年（1907）までの十枚の棟札が翻刻されている。棟札の文言で注目されるのが「座中」という言葉である。もっとも古い棟札である安永七年や次に古い寛政十一年（1799）のものでは、「座中」という言葉は見られず、文政六年から文久三年（1863）までの棟札にはすべて見られる。そして明治三十二年（1899）のもの二枚には見られず、明治四十年（1907）のものでは「頭中」という語が見える。「座中」と「頭中」が同じものかどうかは不明である。

また座中として棟札に書かれる人物名の総数も、時代とともに変化している。文政六年には七名いたが、天保十四年（1843）に六名、嘉永二年（1849）に五名、安政三年（1856）に四名と徐々に減少している。文久三年には五名にもどっているが、先述のとおり明治になると「座中」の語は消える。そして明治四十年に頭中の語が見られるがその人数は十二人と、座中の人数の倍となっている。もちろん座中あるいは頭中の全員が署名しているとは限らないことは留意しなければならない。

問題は寛政十一年以前であり、二つの可能性が考えられる。つまり寛政以前にも座は存在したが棟札に書かなかっただけなのか、あるいは寛政十一年から文政六年のあいだに座が成立し

たのかである。史料が少ないため、断定することは難しそうである。ただ同社の縁起に、庄司主馬尉時重・杉田太郎成経のほか、十五人が下津浦に送られて屋敷が建てられたと主張していることから、もしかすると縁起が書かれた頃、神主宇野辺十郎右衛門の署名のある最初の棟札が書かれる以前に、十五人で構成される座中があったのではないかと考えられる⁽²⁴⁾。

ところで、「宇野辺弘家文書」には明治廿八年（1895）旧九月二日船仲間規約書が残されているが、その内容は柑橘類の荷積みに関することである。三十九名の船主が船名とともに署名されている。柑橘類の運送に最低でもこれだけの人数が関わっていたということである。

この船仲間規約書には問屋仲間が六名いたことが記されている。一方、中央水産研究所蔵「下津浦漁業組合文書」の明治廿八年旧正月吉日宮金⁽²⁵⁾扣帳には「問や仲」としてゞ崎・ヒロ健・上田・鴛咲・西本・山寄の六名の名前が記されている。この六名は船仲間規約書の問屋仲間六名と同じであると推測できる。またこのなかにあるゞ崎家は旧名が田井であったとされる。つまり問屋仲間に見られる六名のうち、田井・西本は座中にも見られる。問屋仲間と座中のあいだに関係がありそうであるものの、残念ながらそれ以上の追跡はできなかった。

ほとんどの棟札には「天下太平」「風雨随時」「氏子海運子孫長久」といった文言が見られる。「天下太平」を祈念するのは同社縁起に由来すると考えられるが、興味深いのは「風雨随時」「氏子海運子孫長久」といった文言である。逆に「大漁」の語は文久三年の棟札にしか見られない。これは下津浦が漁業よりもむしろ海運業のほうを中心だったことを示唆している。

とはいえ、現地で聞き取りをすると、同社は漁業とも関係が深かったことが判る。例えば漁師は漁に出る前に四十八所神社にお参りをする。また正月二日の乗り初めでは、四十八所神社の神主が船を塩や御神酒で清め、大漁祈願・大洋祈願・海洋安全など祈る。かつては船玉の魂入れなども行っていたという。おそらく船仲間規約書が書かれた明治中期頃よりののちの時代には、漁業との関わりも深くなっていったのではないだろうか。

まとめ

下津浦は中世における浜仲庄の給免田として、本所・領家であった仁和寺からはアンタチャブルな領域である。この給免田を知行する四十八所神社（および下津浦堂）は下津浦の住民から船役を徴収する領主でもあった。そして領主である同社の神官は、一方で熊野新宮の神人であったという伝承を持っていたのである。

ところで四十八所神社に伝わる縁起から、同社と下津浦堂は庄司氏と杉田氏によって経営されていた時期があったと思われる。また縁起に出てくる鎌倉より下津浦へ送られたとされる十五人は、近世後期の棟札に見られる「座中」の存在を示唆するものであることを指摘した。

そして同社所蔵棟札にみる願文から下津浦が漁業以上に海運業に重点を置いていたことが窺え、もともとは漁業の町というよりも海運業の町だったことを示している。中世の四十八所神社の神官が、油神人として油の運送に関わっていたとすれば、その輸送網が近世にも受け継がれたのかもしれない。

もちろん、古くより漁業がなされていたとは思いますが、本格的に発展したのは近代以降ではなかったかと思われるのである。まだまだ下津浦には分析されていない史料も多く、今後、新たな発見もあると期待される場所である。

（文責 萬井良大）

注

- (1) 『大日本古文書 家わけ 高野山文書之四』（東京大学出版会、1952年）168号文書
- (2) 『紀伊続風土記 第一輯 堤綱・若山・名草・海部・那賀』（和歌山県神職取締所、1910年）
- (3) 『仁和寺史料 古文書編一』（奈良文化財研究所、2013年）78号文書。本稿で取り上げる史料のほとんどが『下津町史 史料編 上』（下津町、1974年）の「文書編 中世文献史料」に収録されているが、翻刻の間違ひが多いため、本稿ではできるかぎり別の刊本を参照した。
- (4) 前近代では四十八所大明神と呼ばれていたが、ここでは混乱を避けるため、本稿では現在の社名である四十八所神社で統一した。
- (5) 同事業については『中央水産研究所所蔵古文書（漁業制度資料）の概要』 「「漁業制度資料調査保存事業」と資料の整理・保存の経過」（越智信也）に詳しい。
- (6) 筆写稿本については『中央水産研究所所蔵筆写稿本（漁業制度資料）の概要』 「「漁業制度資料」の筆写稿本について」（越智信也）を参照されたい。
- (7) 『中央水産研究所所蔵筆写稿本（漁業制度資料）の概要』 No415
- (8) 中世における浜仲庄の沿革をまとめた先行研究として、竹中康彦「浜仲荘—中世寺院・長保寺の歴史とともに」（山陰加春夫編『きのくに荘園の世界 下巻』清文堂出版株式会社、2002年）がある。竹中の見解とは異なることも多いが、大いに参考にさせていただいた。
- (9) 『大日本古文書 家わけ第一 高野山文書之二』（東京大学出版会、1952年）301号文書
- (10) 『仁和寺史料 古文書編一』9号文書
- (11) 『鎌倉遺文 第十巻』（東京堂出版、1981年）7631号文書
- (12) 『仁和寺史料 古文書編一』142号文書
- (13) 『大日本古文書 家わけ第一 高野山文書之四』172号文書
- (14) 『大日本古文書 家わけ 高野山文書之四』170号文書
- (15) 同置文の主張によれば、一時期、預所職が引接院に与えられたが、別儀があつて金剛心院に返されたという。
- (16) 湯浅宗業が自身の知行地、保田庄に建立した寺。宗業の従兄弟であり、また宗業自身が帰依していた明恵上人の「経廻道場のその一」と位置づけていた。
- (17) 『鎌倉遺文 第十四巻』（東京堂出版、1978年）10577号文書
- (18) 『鎌倉遺文 第二十二巻』（東京堂出版、1990年）17241号文書
- (19) 『和歌山県史 中世史料二』（和歌山県、1983年）29 御前家文書、6号文書

(20) 前掲注(1)

- (21) 享保年中に一度中絶していた西光寺が再興されており（宇野辺弘家文書）、「紀伊続風土記」が編まれる半世紀以上前には、すでに別当寺としての実態は失われていたものと思われる。
- (22) 宇野辺氏は旧海南市に見られる名字であり、旧海南市にあった大野郷十番頭のひとつとして、中世末期に活躍したことで知られる。また大阪府茨木市には宇野辺という地名があり、近世には当地の村名になっていた。この地は中世に井於^{いお}庄があり、この地に鎮座していた井於^{いお}神社について『摂陽群談』（大日本地誌大系 第九冊に収録）は「井於も宇野辺に転ず」としている。井於庄は摂津国島下郡にある荘園で中宮職領だったのではないかとされている。
- (23) 『町史』では、「弥陀の四十八本願からきた名称で、この頃浄土宗の弘通を見ないが、浄土教信仰が住民の間に浸透していたことを示している」としている。神主が新宮の油神人だったとすれば、社名の由来も熊野社に由来すると考えるほうが分があるように思われる。
- (24) 文政の棟札では、座中七名のなかには「杉田六郎左衛門」の名前も見られる。同社縁起を書いたとされる人物のひとりと同名である。
- (25) この宮金というのは、近世における船役のことを指していたのだろうか。